一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県秩父市荒川日野字落倉一五一一、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八、字姥ケ平一九二三、字ヲバタ一九三九、字蝉一九四一の一から一九四一の三まで、字倉掛ケ一九四五（次の図に示す部分に限る。）、一九四四の一、一九四四の二、字世戸沢一九四六（次の図に示す部分に限る。）、荒川白久字相浦一九九三の一、字岩峯一九九四から一九九七まで、一九九九の一から一九九九の七まで、二〇〇〇の一、二〇〇〇の二、二〇〇一から二〇〇三まで、字本谷二一九八の一、字山居平二一九九、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇三から二二〇八まで、字船沢二二〇九、二二一〇、二二一一の一、二二一一の二、二二一二、字二見谷二二一三、二二一四の一、二二一四の二、二二二五、字聖前二五四一の一地先・二五四八の一地先（以上五筆地先について次の図に示す部分に限る。）、二五三八の一、二五三九、二五四〇、二五四一の一、二五四一の三、二五四二から二五四七まで、二五四八の一から二五四八の三まで、二五四九から二五五五まで、荒川上田野字南山二五七九（次の図に示す部分に限る。）、二五七三から二五七七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小山町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市・酒田市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）